

令和6年度就学援助費のお知らせ

熊谷市教育委員会

小・中学校に就学する児童・生徒の保護者の方で、経済的にお困りのご家庭に対して、就学費用の一部を援助します。この就学援助費を希望される方は、申請手続きを行ってください。

※ 継続して援助を希望される場合でも、毎年度申請が必要です。

1 対象となるご家庭

※次のいずれかに該当し、教育委員会が認めるもの。

	対象となる理由	申請書に添付する必要書類				
1	児童扶養手当を受給中の世帯 ※「児童手当」・「こども医療費」ではありません	<p>●熊谷市から令和5年度児童扶養手当証書が発行されている場合 申請書の同意書欄の内容に同意し、自署された方(申請者本人による自署以外の場合は要押印)は、<u>添付書類は不要。</u></p> <p>●熊谷市以外の市区町村から令和5年度児童扶養手当証書が発行されている場合 令和5年度児童扶養手当証書のコピー ※証書が届かない場合、先に申請書のみを提出し、あとから提出期限までに証書のコピーを提出してください。</p>				
2	市民税が非課税の世帯	<p>●令和5年1月1日時点で熊谷市に住民登録がある場合 申請書の同意書欄の内容に同意し、自署された方(申請者本人による自署以外の場合は要押印)は、<u>添付書類は不要。</u></p> <p>●令和5年1月1日時点で熊谷市に住民登録がない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年5月31日までに申請し、令和5年1月2日以降に転入された場合</td> <td>令和6年6月1日以降に申請し、令和6年1月2日以降に転入された場合</td> </tr> <tr> <td>令和5年度市民税県民税 所得・課税証明書</td> <td>令和6年度市民税県民税 所得・課税証明書</td> </tr> </table> <p>転入前市町村発行の市民税県民税 所得・課税証明書(合計所得金額・社会保険料控除額・生命保険料控除額・地震保険料控除額が明記されたもの)を添付してください。就労の有無にかかわらず、世帯員全員分(義務教育以下・学生を除く)を取得して提出してください。</p>	令和6年5月31日までに申請し、令和5年1月2日以降に転入された場合	令和6年6月1日以降に申請し、令和6年1月2日以降に転入された場合	令和5年度市民税県民税 所得・課税証明書	令和6年度市民税県民税 所得・課税証明書
令和6年5月31日までに申請し、令和5年1月2日以降に転入された場合	令和6年6月1日以降に申請し、令和6年1月2日以降に転入された場合					
令和5年度市民税県民税 所得・課税証明書	令和6年度市民税県民税 所得・課税証明書					
3	生活保護は受けていないが、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯 ※所得のめやすを参照					
4	生活保護受給世帯	<u>添付書類は不要。</u> ※一部の費目のみ支給対象。				

※所得のめやす: 合計所得金額から、社会保険料控除額・生命保険料控除額・地震保険料控除額を引いた金額を下記の基準額と比較します。基準額は、世帯構成や年齢により変化します。

世帯人数	世帯構成例	年間所得基準額
2人	父または母(35歳)子(10歳)	約1,602,000円
3人	父(38歳)母(35歳)子(10歳)	約2,115,000円
4人	父(41歳)母(39歳)子(13歳・9歳)	約2,683,000円
5人	父(41歳)母(39歳)子(13歳・11歳・9歳)	約3,139,000円
6人	祖父(65歳)祖母(65歳)父(41歳)母(39歳)子(13歳・9歳)	約3,509,000円

2 申請方法

(1) **申請書の配布・提出場所**…在籍する小中学校または市役所6階 教育総務課

- ※ 新小学1年生は入学予定の学校または教育総務課に提出してください。
- ※ 各行政センターやさくらめいと出張所では、申請書の配布・受付は行っておりません。
- ※ 振込先口座は、申請者(保護者)本人名義の預金口座を記入してください。
- ※ 申請書は市ホームページからもダウンロードできます(右記QRコード参照)。
- ※ 郵送での提出も可能です。

市ホームページ



(2) 申請期限…令和5年11月24日(金)まで。

- ※ 期限を過ぎても申請は受け付けますが、4月分から援助を開始するには、令和6年3月末までの申請が必要です。
- ※ 新入学学用品費は、上記期限までの申請で入学前(2月下旬)の支給、申請期限後から令和6年3月末までの申請で入学後(7月中旬)の支給となります。令和6年4月以降の申請の場合は、新入学学用品費の支給はありません。
- ※ 市県民税申告等がされていないことにより所得状況の確認ができない場合は、審査ができないため、**必ず申告を済ませてください。**世帯内のどなたの扶養にも入っていない場合は、**所得がなくても市県民税の申告が必要**です。
- ※ 令和6年度就学援助は令和7年2月末まで、年間を通して随時申請を受け付けます。
- ※ 年度途中で申請の場合、支給対象は申請月の翌月分からです。
- ※ 申請書や添付書類に不備がある場合、認定することができません。

3 援助内容 ※援助費目・金額は令和5年度のものです。

支給費目	就学援助費(年額)		令和6年度 支給予定時期	
	小学校	中学校		
学用品費等	1年 11,630円	1年 22,730円	7月・12月・3月	
	2年～6年 13,900円	2年～3年 25,000円		
新入学学用品費等	1年 54,060円	1年 63,000円	入学前または7月	
修学旅行費	実費相当額(交通費・宿泊費・見学科等が対象)		10月または1月	
校外活動費	校外活動に直接必要な交通費・見学科等		3月	
	宿泊なし 限度額あり	1,600円		限度額あり 2,310円
	宿泊あり 〃	3,690円		〃 6,210円
給食費	実費分		7月・12月・3月	
林間学校給食費	限度額 1,850円/1泊(2泊までを限度)		3月	
医療費	定期健康診断後、学校からの申請により医療券を交付(特定の疾病のみ)。 ※こども医療費受給資格証の交付を受けている者は除く。			

※ 生活保護受給者は、修学旅行費・林間学校給食費・医療費を援助します。

※ **就学援助が認定になった場合でも、原則学校の集金への支払いは必要です。**

4 申請結果通知

教育委員会で審査後、5月上旬までに申請者全員に対し認定または否認定の審査結果を郵送で通知します。4月以降の申請については、申請月の翌月中旬までに通知します。

5 その他

申請後に申請内容の変更が生じた場合

例) 市外転出や転居、転校、世帯状況の変更、児童扶養手当・生活保護の受給変更等

「辞退届」または「異動届」の提出が必要です。変更の内容や時期により、返納や再申請が必要となる場合があります。速やかに学校または教育総務課へご連絡ください。

<問合せ先> 熊谷市教育委員会 教育総務課(熊谷市役所6階)

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 048-524-1651(直通)

《申請・審査・支給について》内線 382 《医療費について》内線 392